



令和4年(2022年)6月24日

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

令和4年度住民税非課税世帯を支給対象に追加しました

国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を踏まえ、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、給付金の支給対象を下記のとおり追加しました。

記

1 給付金の目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを速やかに支援するため、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を支給するものです。

2 追加された支給対象世帯

令和4年度住民税非課税世帯

基準日(令和4年6月1日)における世帯員全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※基準日時点において本市に住民登録がある世帯が対象です。

※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

※この給付金を既に受給された世帯は対象外です。

3 支給額

1世帯当たり10万円

以下次ページに続きます。



4 申請手続等

世帯区分		提出書類	提出方法	申請期限
住民税 非課税 世帯	世帯員全員の令和4年度分の住民税の課税状況等が判明している世帯	確認書	郵送 (返信用封筒)	令和4年10月31日(月)【必着】
	令和4年度分の住民税が未申告である場合など課税状況等が不明である方が含まれる世帯	申請書		

※1 提出書類は、確認書および申請書のほか、区分に応じて添付書類が必要です。

※2 確認書および申請書は、令和4年7月8日(金)から順次郵送する予定です。

5 その他

(1) 令和3年度住民税非課税世帯分の確認書に係る申請期限の延長

令和4年5月31日(火) → 令和4年9月30日(金)

(2) 家計急変世帯分の対象の変更

令和3年1月以降の家計急変世帯 → 令和4年1月以降の家計急変世帯

6 問い合わせ先

彦根市コールセンター 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 担当

0120-021-398 (平日の9時から17時まで)

※土曜日、日曜日および祝日は、受け付けしていません。

問い合わせ先

彦根市福祉保健部社会福祉課

担当 力石・林田

TEL : 0749-27-4578